

災害救助法適用地域の特別お取扱いについて【続報2】

このたびの『令和3年8月11日からの大雨』にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者様からお申し出をいただいた場合、下記のような特別のお取扱いをいたします。

災害救助法適用市町村：広島県広島市（全区）・三次市・安芸高田市・山県郡北広島町、佐賀県武雄市・嬉野市・杵島郡大町町、福岡県久留米市、島根県江津市・邑智郡川本町・邑智郡美郷町、長野県岡谷市・諏訪市・上伊那郡辰野町・木曾郡上松町・木曾郡王滝村・木曾郡木曾町、長崎県雲仙市（8月17日までに公表）

福岡県八女市・みやま市、長崎県南島原市（8月18日公表）

1. 保険料のお払い込みについて

保険料をお払い込み中のご契約で、このたびの災害の影響によりお払い込みが困難な場合、保険料のお払い込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金等の簡易迅速なお支払いについて

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

【お問い合わせ先】

ご契約者様サポートセンター 通話料無料 **0800-111-8164**
午前9時～午後5時
(日・祝・年末年始等の休業日を除く)